

滋賀県汚水処理施設整備構想の見直しについて

■ 汚水処理施設整備構想とは

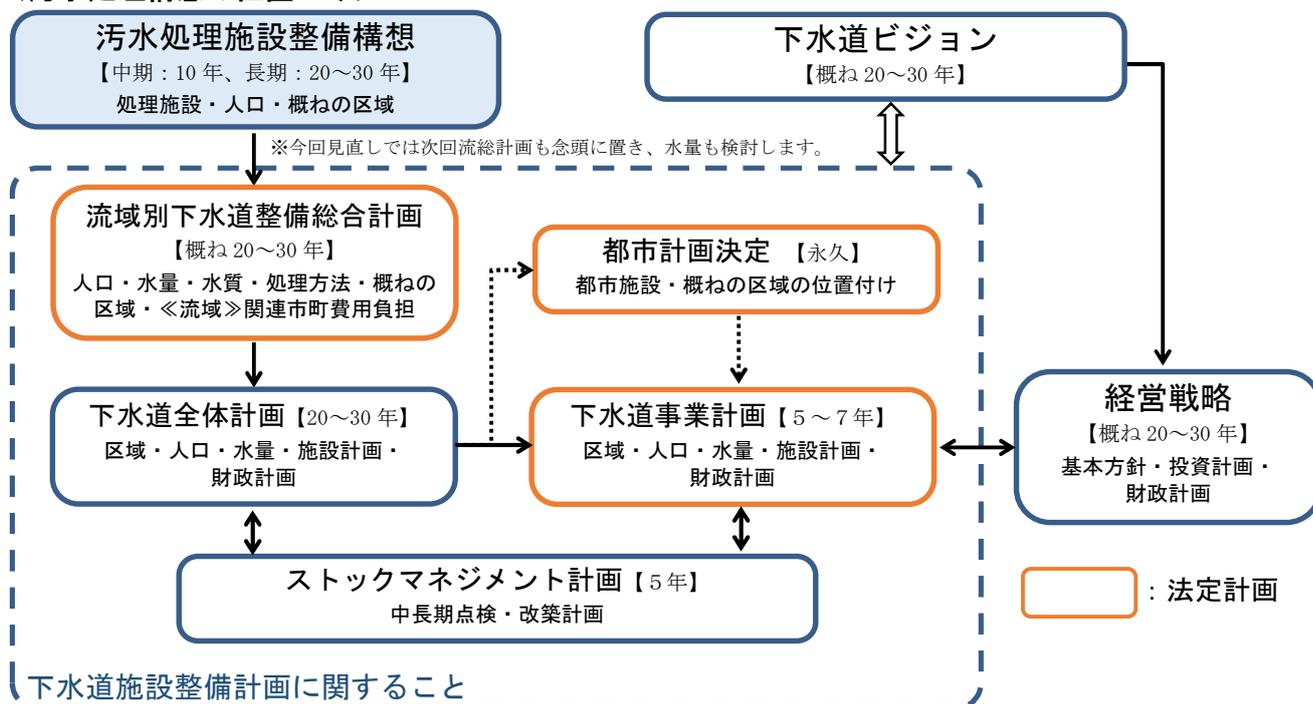
汚水処理施設整備構想は、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の汚水処理施設の効率的な整備と効率的な運営管理のため、これらの施設を所管する3省（国土交通省、農林水産省および環境省）が策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル：平成26年1月（以下、現行マニュアル）」に基づき、今後の汚水処理について中期（10年程度）、長期（20～30年）の時間軸の概念を盛り込んだ持続可能な汚水処理システム構築を目指すものとして策定するとされています。

具体的には、関連市町において各種汚水処理施設の最終的な整備区域、早期に汚水処理施設整備を概ね完了させるアクションプラン、効率的なし尿処理のあり方等を定め、県でとりまとめるものです。近年では、下水道計画の最上位計画である「流域別下水道整備総合計画（以下、流総計画）」との整合性が必須であり、その後の下位計画（全体計画、事業計画等）との整合性も求められています。（下図参照）

滋賀県では、平成10年に「滋賀県汚水処理施設整備構想」を策定し、その後の見直しを経て、平成26年より人口減少局面への転換や汚水処理施設整備の完成に向けたアクションプランの策定、既存施設の共同利用等の検討が必要とされたことから、平成28年に「滋賀県汚水処理施設整備構想2016（以下、現構想）」の見直しを行いました。

現在では現構想に基づき、滋賀県および関連市町において汚水処理施設の整備を進めており、令和4年度末における汚水処理人口普及率（下水道等の施設を利用できる状態にある人口の割合）は99.1%（うち下水道処理人口普及率92.5%）と、全国第2位（下水道普及率は第6位）となっています。

< 汚水処理構想の位置づけ >



■現構想の見直しの必要性

以下の理由により、現構想の見直しを行います。

- ① アクションプランの目標年次（滋賀県は令和7年度）を迎える。
- ② 本県の下水道処理人口普及率は92.5%と概ね達成しており、関連市町に対して今後の汚水処理整備方針を確認し、最終的に下水道整備を行う区域を精査する必要がある。
- ③ 県全体として人口減少局面に入るため、地域の実情を考慮した汚水処理形態別計画人口の見直しが必要である。
- ④ 昨今の社会的情勢から世界的なサプライチェーンの見直しに伴い、製造業の国内回帰が進んでおり、それに伴い工場排水量の増加が見込まれるところである。そのため、将来における工場排水量増加の検討が必要である。
- ⑤ 汚水処理施設の老朽化に伴う改築更新需要の拡大等をふまえて、より一層の効率的な整備と持続可能な運営管理が必要である。
- ⑥ 次回の流総計画および下位計画（全体計画、事業計画等）の見直しに向けた実態の整理が必要である。

■見直しのポイント

以下の事項を中心に見直しを図ります。

- ① 下水道等の計画区域の在り方に関する関連市町の意向の反映、区域の精査
- ② 人口減少状況下における人口フレーム等の設定（他の計画との整合性）
- ③ 開発計画（工場、大型商業施設等）による将来増加水量の設定（他の計画との整合性）
- ④ 他事業施設（集落排水、し尿処理場等）及び単独公共下水道の取込み方針の確定
- ⑤ 「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画」に基づく、実現性の高い整備・運営管理方法の位置づけ

■見直しの流れと役割分担

今回見直しは次の作業フローに従って実施します。今後、関連市町ならびに審議会等のご意見をふまえ、今回見直しにおける「**基本方針**」、ならびに県および関連市町が行う作業の「**ガイドライン**」を作成し、構想素案の策定を行います。さらに、構想素案によりパブリックコメントを実施したのち、再度、審議会のご意見をいただき、構想を策定します。

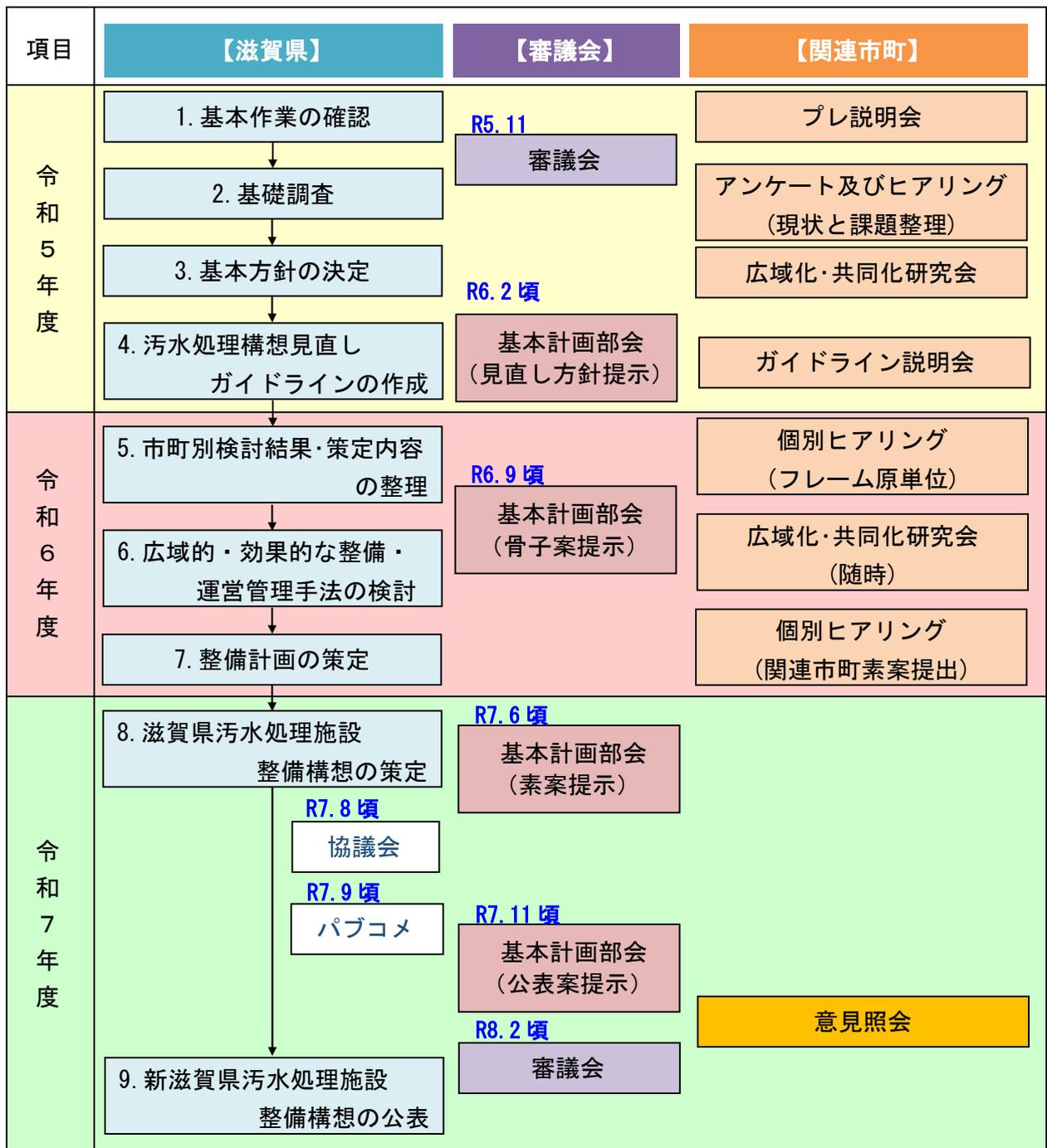


図 作業フロー

